

2017年度課題別研修

「道路維持管理（C）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター（以下「JICA 沖縄」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

開発途上国では急速な経済発展に伴う自動車交通需要に対応するための道路整備が急務となっており、JICA においても無償資金協力や有償資金協力等により支援を進めています。一方、今後これらの道路インフラは損傷や老朽化に対する維持管理の重要性が増していきます。開発途上国では予防的・効率的な維持管理が不十分であるため、我が国の技術・知識・経験を活かした効率的な維持管理計画の策定に関する研修を実施するものです。

本業務の遂行に当たっては、特定非営利法人グリーンアース（以下「特定者」という。）を契約相手先として、当機構所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は2014年から本研修を担当しており、当機構の運輸・交通分野の協力において、当該業務を通じ行政機関等のネットワークを活用し技術研修を実施している団体です。また、島嶼地域を対象とした道路事情に精通しており、外国人に対する研修ノウハウやファシリテーション能力も兼ね備えていることから、本業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、下記の通り参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

課題別研修「道路維持管理（C）」にかかる研修委託業務（企画・運営等）
詳細は別紙「研修業務内容及び条件詳細」のとおり。

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格者」という。）において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていな

い者。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が沖縄県暴力団排除条例（平成23年7月26日条例第35号）に定める禁止行為を行っている。

- (2) 業務体制に関する要件

業務を統括するための統括責任者を選任し、JICA 沖縄担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

- (3) 技術力に関する要件

別紙「研修業務内容及び条件詳細」を実施するにあたって十分な実践経験と技術力を有する団体であること。

(4) 業務実績及び経験に関する要件

過去、海外あるいは国内の別なく、当該分野における人材育成あるいは研修事業の実績を有すること。

(5) その他必要な要件等

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

3. 手続きのスケジュール

| | | |
|----------------------|-------|---|
| (1) 参加意思確認 申請書の提出 | 提出期間 | 2017年7月14日(金)午前10時から同年7月28日(金)午後4時まで |
| | 提出場所 | JICA 沖縄 |
| | 提出書類 | ①全省庁統一資格を有する場合：資格審査結果通知書(写) ②有していない場合： ・登記簿謄本(写) ・財務諸表(直近2か年分)(写) ・納税証明書(その3の3)(写) ・営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など) |
| | 提出方法 | 持参又は郵送(書留としてください。) |
| (2) 審査結果の通知 | 通知日 | 2017年8月4日(金) |
| | 通知方法 | 郵送 |
| (3) 応募要件無し の理由請求 | 請求場所 | JICA 沖縄 研修業務課 |
| | 請求方法 | 持参又は郵送(書留としてください。) |
| | 回答予定日 | 2017年9月1日(金) |
| | 回答方法 | 郵送 |

4. その他

(1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。

(2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。

(4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。

(6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3.(3)を参照ください)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行

します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 共同企業体の結成：認めません
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意のうえで、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる取引先（共同企業体を結成する場合にあっては共同企業体の構成員を含む。）

ア 当機構で役員を経験した者が再就職している法人

イ 当機構で部長相当職以上の職位を経験した者が取締役（注）として再就職している法人

（注）株式会社以外の法人にあっては、会社法に定める持分会社の社員、一般（公益）社団法人及び一般（公益）財団法人の理事、特定非営利活動法人の理事、公団／公社／公庫等の特別法により設置された特殊法人の理事、独立行政法人の理事、認可法人の理事、その他設立法に規定される同等の職務を担う全ての者

②公表する情報

ア 法人の名称

イ 法人の事業概要

ウ 上記①アに該当する場合には、当機構の役員経験者及び上記①イに該当する場合には、当該部長相当職以上の職位経験者の氏名、役職、当機構における最終役職

エ 直近の会計年度における当機構との取引高

③公表基準日

各年度において契約実績のある取引先について、各年度末時点（2017年度の場合、2018年3月31日時点）で上記①の条件に該当する場合に公表を行う。

(注) 業務概要は予定段階のものであるので、詳細については変更される可能性もあります。

以 上

別紙：研修業務内容及び条件詳細

1. 業務名：課題別研修「道路維持管理（C）」研修委託業務

2. 本業務の対象となる研修

(1) 名称：課題別研修「道路維持管理（C）」

(2) 割り当て国と受入人数（予定）：

インドネシア、キューバ、スリランカ、パプアニューギニア、ニウエ、
フィリピン、ミクロネシア、東ティモール（計12名）

(3) 対象人材：道路維持管理を主体的に実施する中央・地方の行政官若しくは団体職員で5年以上の経験を持つ者。心身健康で軍籍にない者。

(4) 使用言語：英語

(5) 研修期間（予定）：2017年11月15日（水）～2017年12月23日（土）

3. 研修実施に至る背景と目標：

道路は日常生活や経済活動において欠くことのできない基盤を提供しているため、途上国の運輸交通インフラにおいて重要な位置付けとなっている。こういった背景を踏まえ、JICAでは道路・橋梁・維持管理建設機械・ITSに係る無償資金協力・有償資金協力、及び維持管理に係る技術協力プロジェクトや専門家派遣、研修などを実施している。

近年、特に整備された道路・橋梁が適切に点検・補修されていないことが顕在化している。点検をしないため補修計画を立案できず、必要な予算確保ができないために補修できない、補修法律が確立されていないなど悪循環に陥るケースも見られることから、PMS、BMSの導入やそのデータベースを用いた維持管理資金の運用計画策定、これら計画に基づく措置（補修等）への対応に必要な支援を実施している。

本研修はJICA北海道の提案によるものであるが、途上国からの要請が多かったことからJICA関西およびJICA沖縄でも実施することとなった。共通の内容に加え、沖縄では沿岸部特有の維持管理について研修する。

4. 研修の具体的目標と成果：

参加組織が抱える課題に対する改善策が策定される。

【具体的到達目標】

- (1) 日本及び沖縄の道路分野が発展した歴史・経験や文化・社会的背景が理解される。
- (2) 日本及び沖縄における当該分野の技術・制度の現状に関する知識が得られる。
- (3) 視察や講義、実習、グループ討議等、本邦研修内容が、帰国後の業務への取組みに資する新たな気づきを誘発する。

【研修成果】

- (1) (事前) 参加国・地方における現状と課題がレポートに纏められる。
- (2) 自国と日本の道路維持管理やその実態体制などを比較し、自国への応用が考えられる点を整理する。
- (3) 沿岸部特有の維持管理及び防災に必要な知識を習得する。
- (4) 自国の課題を解決・改善するための方策が実行計画に纏められる。

5. 業務の実施方針及び留意事項：

日本の制度を伝えること自体が目的ではなく、研修員及びその所属組織が、研修で得た知見を活かした各国における実践を進めることが目的である。そのために最適なプログラム構成・ファシリテーション方法・実習・視察等について十分な検討を加えることが望まれる。

このため、委託先は下記内容について事前事後に準備・フォローを行う。

- (1) 日本国内及び島嶼地域における道路維持管理事業にかかる課題の抽出、整理。
- (2) 日本国内及び島嶼地域における道路維持管理事業改善に向けたアクションプランの作成指導。
- (3) 今後の島嶼地域における道路維持管理事業分野の協力の架け橋となる我が国・島嶼地域と問題意識を共有する人材としての能力開発。

これらの成果を確認するため、委託先は本邦研修終了時に研修員が作成するアクションプランおよびそれをもとにして必要に応じてアドバイスをを行う。

6. 履行期間（予定）：2017年10月中旬から2018年2月初旬まで

7. 具体的な業務内容：

<履行期間を通じての業務>

- (1) 当該年度に係る業務実施方針の検討
- (2) 帰国研修員の活動状況把握、サポート
- (3) 研修の質の向上、効率化に係る業務（共通研修教材の整備等）
- (4) 沖縄県側関係者の国際理解促進（地域還元）
- (5) 業務完了報告書、経費精算報告書の作成（次年度の研修計画案を含む）
- (6) 関係機関との調整

<コース別の業務>

- (1) 研修員選考
- (2) 研修プログラム・日程案の作成

(3) コース運営に係る各種調整業務（以下は例）

- 講師・見学先・実習先の選定
- 講師・見学先への連絡・確認
- 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 講義室、会場等の手配
- 使用資機材の手配
- テキストの選定・翻訳
- 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 講師からの原稿等の取り付け
- 教材利用許諾範囲の確認（※必須）
- 研修旅行同行、行程管理
- 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- JICA 沖縄、研修監理員（※）等との調整
- 日程表の更新・情報共有

(4) 研修員の学びの促進（コースリーダー業務）

- コースオリエンテーションの実施
- 研修員の技術レベルの把握
- 研修員作成のレポート等の評価
- 研修員からの技術的質問への回答（研修員帰国後を含む）
- 各種発表会の開催。司会進行、技術的助言等

(5) 評価会・閉講式への参加、実施補佐

(6) 研修改善に係る検討

※研修監理員（通訳）の配置について

研修実施に関し、研修プログラムにおける通訳や研修員の移動等に係る支援を兼務する研修監理員を各コース1名配置する。

受託機関が独自に研修監理員を確保する場合には、当該経費を本契約にかかる経費として計上すること。受託機関による確保を行わない場合は、JICA 沖縄が選定する研修監理員を JICA 沖縄負担により配置する。

研修監理員は、研修実施期間中における講義・見学先での通訳、引率・同行、研修員の理解促進のための働きかけなどに加え、関係者との研修実施における段取りの確認や外国語版日程表作成などの事前準備、研修の実施実績を含む研修監理員の業務完了報告書作成などの事後整理を実施する。

（参考）国際協力キャリア総合情報サイト“PARTNER”にて概要を紹介中。

「PARTNER 研修監理員」で検索ください。

8. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、業務完了後速やかに提出する。

9. 契約金額

当機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。研修委託にかかる直接経費（業務人件費、講師謝金、資機材費等）及び間接経費（業務管理費）を支払う。

※積算方法や研修員受入の流れについては「技術研修員受入の手引き」を参照のこと

<http://www.jica.go.jp/okinawa/enterprise/kenshu/index.html>

以上